

令和 6 年度

事務報告書

小金井市

編 さん 例

- 1 令和6年度事務報告書を作成した。
- 2 事務実績の内容は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までである。
ただし、出納整理期間のある事務は、令和7年5月31日までを含む。
なお、議会事務局については、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。

令和7年7月

小金井市総務部総務課

目 次

市の概要

事務実績

企画財政部

企画政策課	9
財政課	19
広報秘書課	23
情報システム課	31

総務部

総務課	35
地域安全課	41
職員課	47
管財課	59

市民部

市民課	63
コミュニティ文化課	75
経済課	99
保険年金課	109
市民税課	115
資産税課	121
納税課	123

環境部

環境政策課	129
ごみ対策課	147
下水道課	161

福祉保健部

地域福祉課	167
自立生活支援課	177
介護福祉課	201
健康課	219

子ども家庭部	
子育て支援課	225
保育課	233
児童青少年課	237
こども家庭センター	251
都市整備部	
都市計画課	255
まちづくり推進課	259
道路管理課	261
建築営繕課	273
交通対策課	275
区画整理課	281
会計課	283
学校教育部	
庶務課	287
学務課	299
指導室	307
生涯学習部	
生涯学習課	313
図書館	341
公民館	349
議会事務局	359
選挙管理委員会事務局	381
監査委員事務局	391
農業委員会事務局	395
固定資産評価審査委員会事務局	399

市の概要

市の概要

1 市制施行 昭和33年10月1日

小告示第115号 町を市とすることについて 小金井町を市とし、昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年9月6日 小金井町長 鈴木 誠一
東京都告示第714号 町を市とすることについて 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を市とし 昭和33年10月1日から施行する。 昭和33年8月7日 東京都知事 安井 誠一郎
総理府告示第312号 町を市とする処分 地方自治法第8条第3項の規定により東京都北多摩郡小金井町を小金井市 とする旨、東京都知事から届出があった。 右の処分は、昭和33年10月1日からその効力を生ずるものとする。 昭和33年8月30日 内閣総理大臣 岸 信介
(小金井町制施行 昭和12年2月11日)

2 位置

東経・・・139度31分 北緯・・・35度42分 標高・・・40m（東町）～75m（貫井北町）
--

3 面積

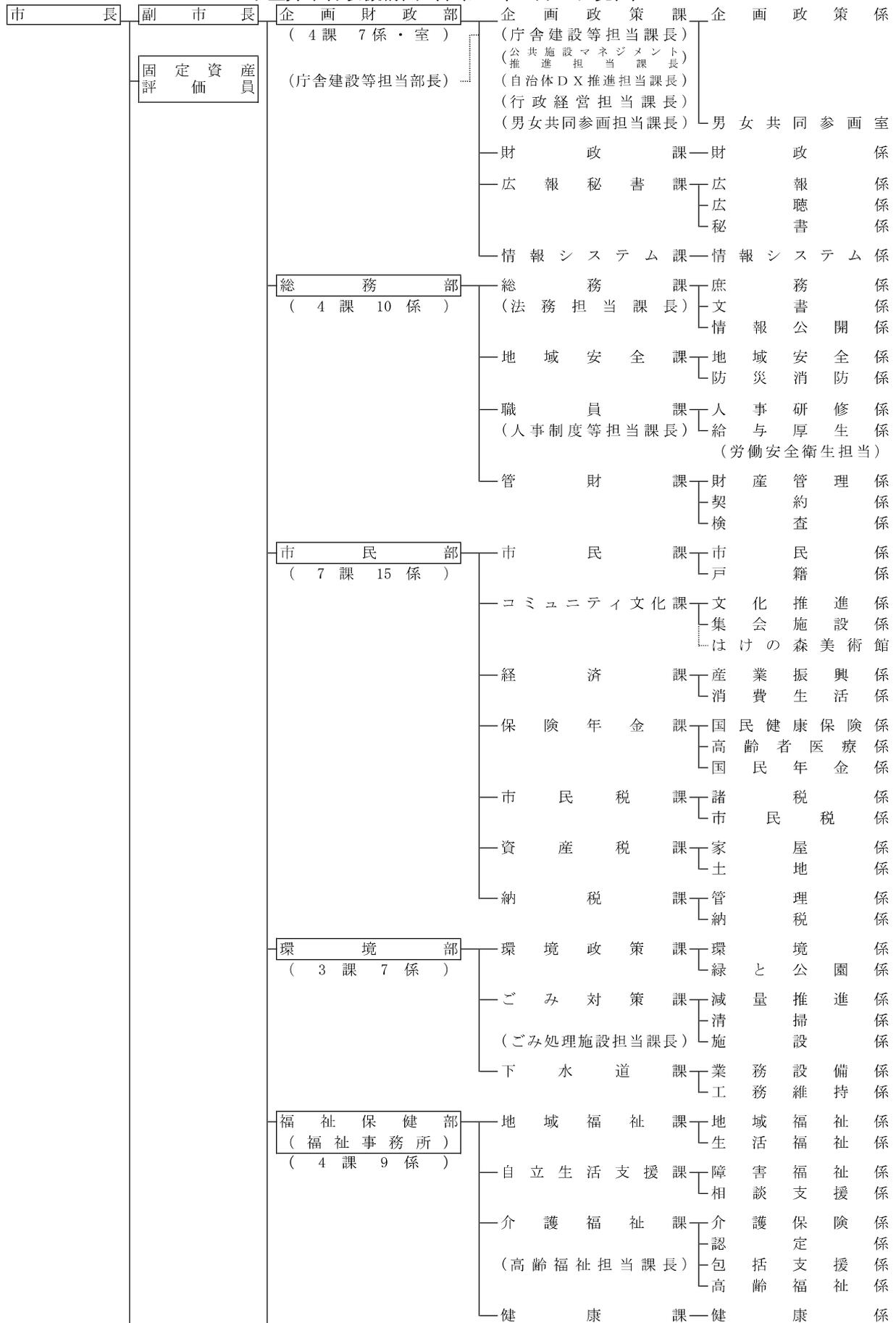
東西・・・4.1km 南北・・・4.0km 面積・・・11.30平方km

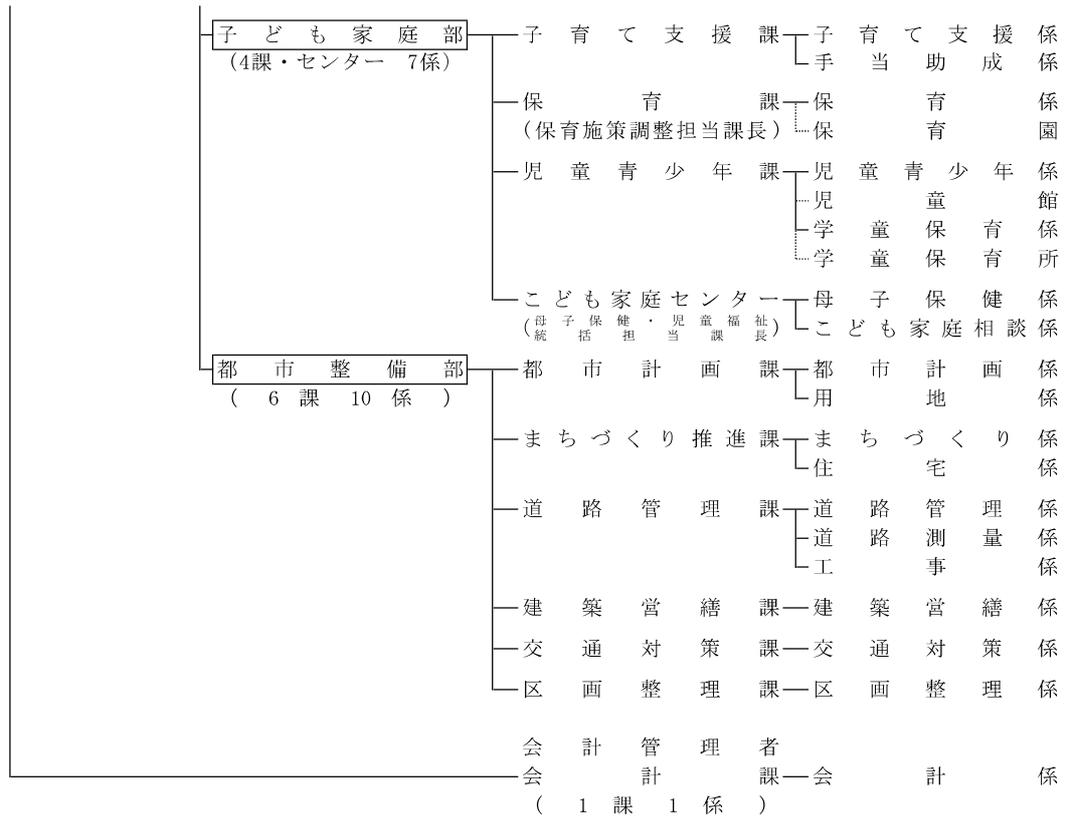
(注) 行政面積は、国土地理院公表の面積値による。

4 世帯・人口（対前年比較、各年とも4月1日現在）

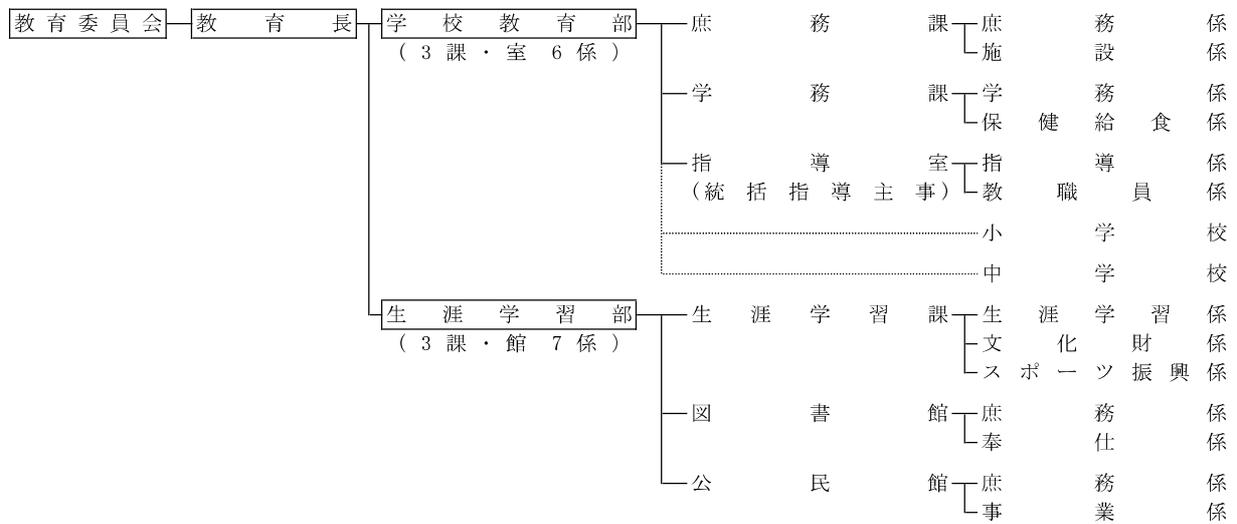
区分 年別	世帯数 (世帯)	人口 (人)		
		男	女	計
令和7年	63,698	61,658	63,691	125,349
令和6年	63,067	61,265	63,412	124,677
比較	631	393	279	672

小金井市行政機構図（令和6年4月1日現在）





市長部局 7部 33課 (センター) 66係 (室) (会計課含)



教育委員会 2部 6課 (室・館) 13係

